

琵琶湖と共生する滋賀の農林水産業推進協議会 規約

平成 30 年 3 月 29 日制定

(名称)

第 1 条 この会は、琵琶湖と共生する滋賀の農林水産業推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第 2 条 協議会は、県民、民間団体、企業、大学、研究機関、地方公共団体など多様な主体が連携のもと、「世界農業遺産」の認定に向けた取組の推進や、力強い農林水産業づくり、活力ある地域づくり等を行うことを目的とする。

(事業)

第 3 条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 琵琶湖と共生する本県ならではの取組や地域資源等に関する情報交換
- (2) 「世界農業遺産」の取組を広く県民運動として盛り上げるための情報発信
- (3) 「世界農業遺産」認定申請書および保全計画（アクションプラン）の作成
- (4) 「世界農業遺産」認定等を通じた本地域の農林水産業の振興と地域活性化
- (5) 認定後の保全計画（アクションプラン）の進行管理
- (6) その他「世界農業遺産」に関すること

(会員)

第 4 条 協議会は、設置の趣旨に賛同する次の者をもって構成する。

- (1) グループ、個人
 - (2) 民間団体、企業
 - (3) 大学、研究機関
 - (4) 地方公共団体
- 2 協議会の趣旨に賛同する者は、会長が定める申込書にて事務局へ届け出ることにより、会員となることができる。

(退会)

第 5 条 全ての会員は、協議会事務局に届け出ることにより、任意に退会することができる。

(役員)

第 6 条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1 名、副会長 3 名
- (2) 幹事 30 名以内

(役員の仕事)

第 7 条 会長は、協議会を代表し、協議会の業務を統括する。

- 2 会長に事故があるとき、または欠けたときは、副会長がその職務を代理する。
- 3 幹事は、幹事会を構成し、第 10 条に定めるところにより、その職務を行う。

(役員を選任)

第8条 役員を選任については、次のとおりとする。

- (1) 会長は、会員の互選により決定し、副会長は、協議会の同意を得て会長が選任する。
- (2) 幹事は、総会において選任する。

(総会)

第9条 総会では、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 協議会の事業計画および事業報告に関すること。
 - (2) その他協議会の運営に必要な事項
- 2 総会は、会長が招集する。
 - 3 総会の議長は、会長または会長が指名した者がこれに当たる。
 - 4 総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 5 総会に出席することができない会員は、代理人によって議決権を行使することができる。この場合において、当該会員は、出席したものとみなす。
 - 6 会長は、必要があると認めるときは、会員以外の者を総会に出席させ、その意見または説明を求めることができる。

(幹事会)

第10条 第3条に掲げる協議会の事業等を円滑に行うため、幹事会を置く。

- 2 幹事会には、幹事の互選により、幹事長および副幹事長（2名）を置き、幹事長は必要に応じて幹事会を招集する。
- 3 幹事会の議長は、幹事長とする。
- 4 幹事会は、幹事の過半数の出席により成立する。
- 5 幹事会の議事は、出席した幹事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 幹事会に出席することができない幹事は、代理人によって議決権を行使し、または、書面で議決に加わることができる。この場合において、当該幹事は、出席したものとみなす。
- 7 幹事長は、必要があると認めるときは、幹事以外の者を幹事会に出席させ、その意見または説明を求めることができる。

(会計)

第11条 協議会としての会計は持たない。協議会の運営経費および資料作成等共通経費は、県が負担する。

ただし、協議会の活動に係る旅費については、原則として会員本人または会員の所属団体が負担する。

なお、日本農業遺産または世界農業遺産の認定を受けた後の対応については、協議のうえ、別に定める。

(事務局)

第12条 事務局を滋賀県農政水産部農政課に置く。

(業務の執行)

第13条 協議会の業務の執行については、この規約で定めるもののほか、次の各号に

掲げる規程による。

(1) 公印取扱規程

(2) その他幹事会において、特に必要と認めた規程

(補則)

第14条 この規約に定めのない事項については、幹事会の議決をもって定める。

付 則

この規約は、平成30年3月29日から施行する。

会 長 滋賀県知事

副会長 滋賀県農業協同組合中央会 会長

滋賀県漁業協同組合連合会 会長

滋賀県市長会 会長